

消費者の自立を目指して

vol.88

市消費生活センター 消費生活相談員
田中 良子さん



広告欄

消費者利益の擁護・増進のために、各方面で活躍している団体・個人を表彰する「消費者支援功労者表彰」。このうち消費者庁長官が、顕著に功績があったと認められる個人・団体を表彰する「ベスト消費者サポーター章」を、本市の消費生活相談員である田中良子さんが受章しました。



漫才で啓発活動をする田中さん (写真右)

となったのは平成24年。それから約11年間にわたり、消費者と事業者の間に生じたさまざまなトラブルや多重債務などの相談に対応したり、両者の間を取り持つ斡旋業務を行ったりしています。また、出前講座などを通して啓発活動も行っています。販売方法の多様化に伴い、新しい被害が新聞やニュースなどで日々報じられるため、情報収集も欠かせません。

相談を受ける際には、尊重・理解・配慮をモットーに消費者に寄り添いますが、今後被害に遭う人を一人でも減らすために、時に厳しい言葉をかけることもあります。ネットショッピングでのトラブルにおいて、記載があったにも関わらず「知らなかった、読んでいなかった」など、消費者に落ち度がある場合もあるからです。自分で考えて最適な

選択ができる消費者になってもらうため、自立支援に力を入れています。
今回の受章を受け、田中さんは「これからも市民の皆さんの笑顔を見られるよう、日々励んでいきたい」と、思いを新たにしています。この受章をきっかけに「困ったときには、消費生活センターを頼ってくれとうれしい」と、笑顔で語ってくれました。

消費生活センター



▼相談ダイヤル
☎ 65-1206
平日 8:30 ~ 17:15
(受付は 17:00 まで)